

# インターンシップ支援事業費補助金の御案内



## インターンシッププログラムの 新規作成・見直し改善に 取り組む企業を支援します！



県内企業等が専門家の伴走支援を受けて行うインターンシッププログラムの新規作成や見直し改善に向けた取組等に要する経費に対し、予算の範囲内において、補助金を交付します。

### 概要

補助対象事業者	岩手県内に本社または主たる事務所を置き、シゴトバクラシバいわてに企業情報登録または登録申請している中小企業等
補助対象経費	専門家の伴走支援を受けて行うインターンシッププログラムの新規作成または見直しに係る以下の費用。 1 インターンシッププログラムの新規作成または見直しに係る <b>コンサルティング費用</b> 2 専門家が県内の用務地を実際に訪れて業務を行う場合の <b>交通費及び宿泊費</b> 3 <b>広報に係る経費</b> 4 その他事業実施のために知事が必要と認める経費
補助額	補助率 <b>2 / 3</b> 上限 <b>60万円</b>
補助金交付までの流れ	

(注) 予算がなくなり次第、受付は終了しますので御了承ください。

### 申請方法

下記HPから申請書をダウンロードの上、必要書類を提出してください。

<https://www.pref.iwate.jp/sangyoukoyou/koyouroudou/koyou/1057550/1063989.html>

インターンシップ支援事業費補助金

検索



### ■ 問い合わせ・申込み先 ■

岩手県商工労働観光部定住推進・雇用労働室

岩手県盛岡市内丸10-1 ☎019-629-5593 ✉AE0005@pref.iwate.jp

# Q&A

**Q 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者の範囲とは何か。**

A 次の表の資本金の額又は出資の総額若しくは常時使用する従業員の数のいずれかに該当する事業の範囲を指しています。

業種	中小企業者 ※以下のいずれかを満たすこと。	
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
①製造業、建設業、運輸業、その他の業種（②～④以外）	3億円以下	300人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下

**Q 本社が県外にあるが、岩手県内の事業所は本補助金の対象となるか。**

A **対象となりません。**本補助金は岩手県内に本社又は主たる事業所を置く企業等を対象としております。

**Q 交付申請前に、シゴトバクラシバいわてに企業情報を登録しなければ交付申請できないか。**

A 交付申請前に企業情報の登録手続きが済んでいない場合は、シゴトバクラシバいわての企業情報登録申請画面の写しの提出が必要です。

**Q 国や県の他の補助金、助成金と併用することは可能か。**

A 可能です。ただし、**他の補助金・助成金を受けている費用に対して、重複して補助することはできません。**他の補助金等と併用する場合は、**収支予算書にその旨を明記して申請してください。**なお、併用する他の補助制度等において、補助率等が変わる場合や併用ができない場合がありますので、個別に確認してください。

**Q 交付決定前に事業着手（コンサルティング契約等）した分は補助対象か。**

A **対象となりません。**補助金交付決定後に事業着手（コンサルティング契約等）を行ってください。